

大治町と愛知淑徳大学との連携協力に関する協定書

大治町（以下「甲」という。）と愛知淑徳大学（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が幅広い分野で相互に連携協力することにより、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携協力する事項）

第2条 甲と乙は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力する。

- (1) 大治町のまちづくり及び地域の活性化に関すること。
- (2) 知的資源の相互活用に関すること。
- (3) 学校教育、生涯学習、文化振興及びスポーツ振興に関すること。
- (4) 学生ボランティア、インターンシップ等の活動及び大学と地域コミュニティとの活動に関すること。
- (5) 地域防災、災害発生時の相互協力に関すること。
- (6) その他両者が協議して必要と認める事項に関すること。

（連携協力窓口）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、必要に応じて協議を実施するものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、両者から何らかの申出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について定める必要があるときは、両者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印して、各1通を保有するものとする。

平成26年8月22日

甲 愛知県海部郡大治町大字馬島字大門西1-1

大治町

町長

村上昌生 

乙 愛知県長久手市片平二丁目9

愛知淑徳大学

学長

島田修 